

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…（循環型社会推進課）	1
○平成25年度砂利採取業務主任者試験の実施…（環境・エネルギー室）	1
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…（農業施設管理課）	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…（治山課）	2
○道路の区域の変更及び供用の開始…（道路課）	2
○都市計画事業の認可…（都市環境課）	2

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…	3
------------------	---

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…	4
--------------------	---

道監査委員公表

○監査公表第7号…	4
○監査公表第8号…	4

告 示

北海道告示第570号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成25年9月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指 定 番 号 第275号
- (2) 指 定 の 区 域 白糠郡白糠町庶路39番1（次の図に示す部分に限る。）
- (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号
- 2(1) 指 定 番 号 第276号
- (2) 指 定 の 区 域 釧路市北斗2番32（次の図に示す部分に限る。）
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第2号

- 3(1) 指 定 番 号 第277号
- (2) 指 定 の 区 域 釧路市鶴丘7線143番4（次の図に示す部分に限る。）
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第2号
- 4(1) 指 定 番 号 第278号
- (2) 指 定 の 区 域 釧路郡釧路町字達古武10番1、10番335（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号及び第2号
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課及び北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第571号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成25年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成25年9月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 試験期日及び試験時間 平成25年11月8日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験地及び試験場所
 - (1) 試 験 地 札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、根室市、倶知安町、江差町及び浦河町
 - (2) 試 験 場 所 受験票により受験者に通知する。
- 3 試験科目
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験願書提出先 受験希望地に所在する総合振興局及び振興局の産業振興部商工労働観光課に提出すること。
- 5 受付期間及び受付時間 平成25年9月24日（火）から10月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分まで
なお、郵送等の場合は、平成25年10月15日（火）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
- 6 提出書類
 - (1) 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）様式

第9によること。)

(2) 写真(縦5センチメートル、横4センチメートル、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものであること。)

7 受 験 手 数 料 受験手数料(8,000円)は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれを貼り付けること。

8 そ の 他 受験に関して不明な点があるときは、最寄りの総合振興局及び振興局の産業振興部商工労働観光課、北海道後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所又は北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室に照会すること。

北海道告示第572号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、乙部土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成25年9月3日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成25. 8. 8	理 事	大 川 勲	爾志郡乙部町字富岡241番地の8
同	同	同	由 利 実	同 乙部町字栄浜325番地
同	同	同	幸 田 輝 雄	同 乙部町字姫川525番地
同	同	同	原 田 甚 一	同 乙部町字姫川496番地
同	同	同	大 橋 裕 樹	同 乙部町字旭岱31番地の6
同	同	監 事	小 林 英 憲	同 乙部町字姫川702番地の4
同	同	同	奥 村 幸 広	同 乙部町字富岡96番地
退 任	同 25. 8. 7	同	米 坂 鈞 男	同 乙部町字緑町414番地
同	同	同	坂 上 武 紀	同 乙部町字栄浜36番地

北海道告示第573号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成25年9月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第574号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年9月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 赤川函館線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
函館市赤川町241番1地先から 同市赤川町228番16地先まで	前	17.93mから 28.00mまで	130.00m	一般国道278号(函館新外環状道路) 重複 L=40.20m
	後	17.93mから 28.00mまで	130.00m	一般国道278号(函館新外環状道路) 重複 L=40.20m
	後	12.90mから 36.87mまで	388.68m	一般国道278号(函館新外環状道路) 重複 L=258.68m

北海道告示第575号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成25年9月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業(3・3・3号北3条通、7・4・41号苗穂駅北通及び8・7・38号苗穂駅前広場連絡歩道)
- (3) 事 業 施 行 期 間 平成25年9月3日から平成32年3月31日まで
- (4) 事 業 地 (収 用 の 部 分) 札幌市中央区北3条東11丁目、東区北4条東11丁目、

- 2(1) 施行者の名称 北4条東12丁目及び北5条東11丁目地内
札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・28号東8丁目・篠路通及び7・4・40号苗穂駅連絡通）
- (3) 事業施行期間 平成25年9月3日から平成32年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 札幌市中央区北3条東3丁目、北3条東5丁目、北4条東5丁目、東区北4条東10丁目、北5条東5丁目、北5条東6丁目、北5条東7丁目、北5条東8丁目、北5条東9丁目、北5条東10丁目、北5条東11丁目、北6条東12丁目、北6条東13丁目、北6条東14丁目、北7条東9丁目、北7条東12丁目、北7条東13丁目及び北7条東14丁目地内

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第106号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年9月3日

北海道渡島総合振興局長 中西 猛 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量

- ア 粒状凍結防止剤（混合塩化物）事業課A、松前、江差及び奥尻出張所
1,141,000キログラム
- イ 粒状凍結防止剤（混合塩化物）事業課B
494,000キログラム
- ウ 粒状凍結防止剤（混合塩化物）八雲及び今金出張所
159,000キログラム
- アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成25年11月1日から平成26年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入に係る資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該物品に関し、仕様書等に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年9月3日から同年10月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成25年10月17日（木）午前11時（送付による場合は、同月16日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量160グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：hakodatedoboku.somu4@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138-47-9609

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Granular cryoprotectant (A mixture chloride) 1,141,000kg
b Granular cryoprotectant (A mixture chloride) 494,000kg
c Granular cryoprotectant (A mixture chloride) 159,000kg

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., October 17, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than October 16, 2013)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9609

道教育庁教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第91号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年9月3日

北海道教育庁石狩教育局長 成田直彦

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ99台ほか 一式

2 落札を決定した日

平成25年8月19日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 大丸藤井株式会社

(2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

12,495,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年7月19日付け北海道教育庁石狩教育局告示第79号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成24年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る定期監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成25年9月3日

北海道監査委員 丸 岩 公 充

北海道監査委員 佐々木 恵美子

北海道監査委員 太 田 博

北海道監査委員 鮎 谷 長 藏

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成24年度に係る行政監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道

総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成25年9月3日

北海道監査委員 丸 岩 公 充
北海道監査委員 佐々木 恵美子
北海道監査委員 太 田 博
北海道監査委員 鮎 谷 長 藏

正 誤

○平成25年8月27日（第2509号）

北海道後志総合振興局告示第70号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

60 左 4

誤 一般事務用 13台、技術系業務用 3台

正 一般事務用 3台、技術系業務用 13台
